

# 牛トレーサビリティ制度とは

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において、個体識別番号を正確に伝達することで、消費者に対して個体識別番号の提供を促進しています。

## 仕入れ・販売に係る帳簿の備付け・保存

### 特定牛肉の仕入れ・販売の帳簿を備え付けて保存してください

#### 帳簿の備付け・保存 例

- 納品書を保存



- 電子媒体で管理



記録は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存

#### 帳簿に記録する事項

**仕入れ** 仕入れた特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、仕入れた年月日、相手先、重量

**販売** 販売した特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、販売の年月日、相手先、重量  
※販売する相手が不特定かつ多数(消費者)の場合は不要

## 個体識別番号の表示

### 特定牛肉を販売するときは個体識別番号の表示が必要です

#### 表示すべき事項

個体識別番号(複数表示は50頭以下)又はロット番号(ロット番号の場合は、併せて問合せ先の表示が必要)

#### 個体識別番号・ロット番号の表示の方法

**卸売業者** 容器、包装、送り状等の見やすい場所に表示

**小売店** 容器、包装、店舗の見やすい場所に表示(送り状、販売伝票、納品書等への記載も可)  
※口頭のみでの伝達は不可

#### 個体識別番号・ロット番号の表示例

##### 部分肉ラベル



##### 精肉プライ斯拉ベル



##### プライスカードとボード表示

本日の販売商品

- 国産牛 個体識別番号  
バラスライス 1111111111
- 肩ロース ロット番号  
うすぎり BF1234

○食品(肉)  
問合せ先 TEL 000-000-0000

※電話番号必須(HPアドレスも可)

色シールで商品と結び付け

**● 国産和牛 肩ロースうすぎり ¥580**

※ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉で、枝肉・部分肉・精肉が該当します。(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く。)

**Q.** 部分肉からスライス商品を作り、その残りでカレー・シチュー用の商品を作りました。このような商品には、個体識別番号を表示する必要はありますか？

**A.** 個体識別番号の表示が必要です。

**Q.** タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)との焼き肉盛り合わせ商品には個体識別番号は必要ですか？

**A.** タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)の盛り合わせは、同種の混合であり生鮮食品です。このため、特定牛肉であるロースの個体識別番号を表示する必要があります。



陳列する その前に!! 確認しましたか?

# その商品の **個体識別番号**

- ⚠️ 牛肉をスライスしてパックする際に、ラベラーの個体識別番号の更新忘れ
- ⚠️ 店内に掲示していた個体識別番号の更新忘れ など

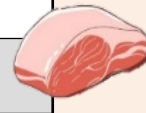


個体識別番号の表示の誤り、不表示が多数発生しています!!

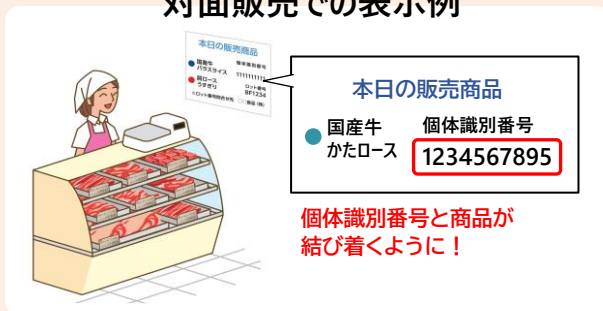
これらは、牛トレーサビリティ法違反となり、行政指導の対象となります!

## 部分肉に添付される計量ラベルの表示例

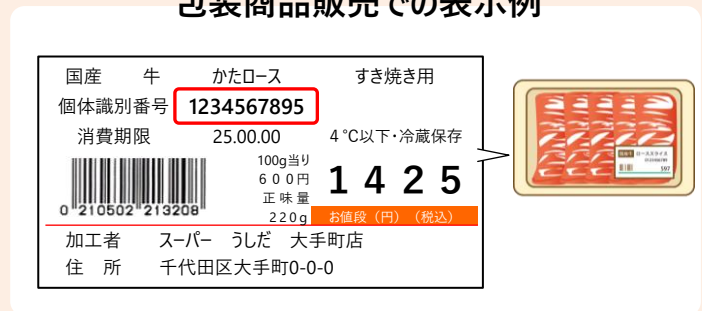
名 称		重量
国産 交雑牛	かたコース	10kg
消費期限	保存温度	
2025.00.00	4℃以下・冷蔵保存	
加工年月日	個体識別番号	
2025.00.00	1234567895	
加工者	千代田畜産(株)	
住 所	千代田区霞ヶ関 00-00-00	



## 対面販売での表示例



## 包装商品販売での表示例



## お問い合わせ先

北海道農政事務所 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-051-031	近畿農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-317-142
東北農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-796-110	中国四国農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-558-110
関東農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-087-110	九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-005-110
北陸農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-646-110	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 ☎ 098-866-1672
東海農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-242-110	農林水産省 消費・安全局 米穀流通・食品表示監視室 ☎ 0120-714-110 (ガイダンス番号 2)